大阪市水道局告示第57号

次の金融機関について、大阪市水道局収納取扱金融機関の指定取消しの決定をしたので、地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第22条の２第３項の規定に基づき告示する。

令和８年11月13日

大阪市水道局長　　坂　本　篤　則

金融機関名	取消年月日
三井住友信託銀行株式会社	令和９年４月１日

（水道局総務部経理課）